

入札説明書

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付書類を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は平成23年11月2日に公表した「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 実施方針」（添付書類を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を踏まえ、平成24年5月21日に公表した「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る入札公告」及び同公告に関する入札説明書（添付書類を含む。）並びにその訂正表（平成24年6月29日、7月31日公表）を反映したものである。

また、平成24年5月21日に公告した「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」に係る質問に対する回答（参加資格関係の回答は平成24年6月7日公表、参加資格関係以外の回答は平成24年6月29日公表）及び同事業に関する第1回から第3回の競争的対話に係る質疑・回答書（平成24年8月17日公表）は、本事業においても有効とする。これらの詳細は、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 入札説明書等に係る質疑・回答書」（資料-8）によるものとする。

本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。なお、本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

1. 公告日

平成24年9月20日 公告番号第46号

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 防衛省装備施設本部長 松本 隆太郎
東京都新宿区市谷本村町5-1

3. 事業概要

(1) 事業名

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

Xバンド衛星通信中継器等（以下「中継器等」という。）を搭載した衛星及びその管制を行うために必要な施設

(3) 事業目的

国は各部隊の指揮統制及び情報共有における重要な通信手段の一つとして、Xバンド衛星通信システムを運用している。このための通信機器を搭載する民間所有のスーパーバードB2号機、同C2号機及びD号機のうち、B2号機及びD号機の2機が平成27年度中に設計寿命を迎えることから、これらの後継機（以下、平成27年度の引渡しを予定する機を「1号機」、平成28年度の引渡しを予定する機を「2号機」といい、両機を総称して「本事業衛星」という。）の整備を含む、次期Xバンド衛星通信システム全体の再構築が急務となっている。

次期Xバンド衛星通信システムの整備に当たっては、既存の通信機能に加え、将来の利用ニーズ等を踏まえた、高速大容量の通信を可能としつつ、各部隊の展開に合わせた通信回線の柔軟な割当て等の新たな機能を付加する必要がある。また、本事業衛星のバス管制及び中継器等の管制を行う施設（以下、バス管制を行う施設及びその関連設備を「バス管制局」、中継器等の管制を行う施設及びその関連設備を「中継器等管制局」、これら両施設及びその関連機器を総称して「地上施設」という。）に関しては、防衛上の観点から抗たん性及び指揮通信の即応性に優れた体制を新たに整備する必要がある。

本事業では、これら次期Xバンド衛星通信に係る課題やニーズを踏まえ、本事業衛星の調達及び運用並びに本事業衛星に係る地上施設の整備及び維持管理を一体的に実施するものである。

ただし、これらの所要の目的を達成するには多大なコストを要するとともに、衛星通信分野固有の各種事業リスクが存在することから、民間の資金、経営能力、衛星に関する技術的知見を最大限に活用しつつ、リスク管理の最適化を図るため、本事業ではPFI方式を採用する。民間事業者には、衛星通信分野で蓄積されたノウハウ等を活用し、本事業に係る業務をより効率的かつ効果的、安定的に遂行し、事業期間にわたって優れたVFM（Value for Money）を発揮することが期待される。

なお、1号機の中継器等及び中継器等管制局器材の一部に関しては、本事業とは別に国が調達する。

（4）事業内容

本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、総合評価の結果、落札者と決定された者が、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が落札者とされた者の提案に基づき、本事業を実施する。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）（資料－1）及び「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）（資料－2）を参照のこと。

① 本事業衛星の調達に関する業務

事業者は、本事業で運用する中継器等及びそれを搭載する衛星バスを調達し、国が指定する所定の静止軌道位置に本事業衛星を打上げる。事業者は本事業衛星の打上げ（リフトオフ）をもって本事業衛星及び地上施設を国に引き渡す。

ただし、1号機の中継器等は国が別途調達するため、その中で本事業を踏まえて規定される各機器とのインタフェース等に十分留意し、衛星通信システムとして所要の機能が発揮されるよう、下記のa.の業務を実施すること。

なお、事業者は国の安全保障及び中継器等の運用に支障を及ぼさない範囲で、本事業衛星の衛星バスとして、国の中継器等以外のミッション機器（以下「相乗りミッション機器」という。）と相互に組み付け、配線された衛星バス（以下「相乗りミッション付衛星バス」という。）を使用する提案をすることができる。

- a. 1号機の調達（1号機の中継器等とのインテグレーションを含む。）
- b. 2号機の調達
- c. 本事業衛星の打上げ

- d. その他、本事業衛星の調達に関して必要な一切の業務

② 地上施設の整備に関する業務

事業者は、本事業衛星のバス管制及び中継器等管制を行うために必要な関連設備を整備するとともに、それらの運用に必要な規模の施設を防衛省敷地内に新築により整備する。ただし、バス管制局については、防衛省敷地外に事業者が供する提案を行うこともできる。

また、使用可能な周波数帯域の中で、一元的に通信回線を割り当てる統合的な管理システム（以下「統合衛星 NMS」という。）及び異なる方式の通信器材を装備する移動局間において 2 ホップ通信を行うことができる機器（以下、「統合通信インタフェース装置」という。）を整備する。

- a. バス管制局の整備
- b. 中継器等管制局の整備
- c. 統合衛星 NMS 及び統合通信インタフェース装置の整備
- d. その他、地上施設の整備に関して必要な一切の業務

③ 本事業衛星の運用に関する業務

事業者は打上げられた本事業衛星を国が定める所定の静止軌道に投入し、当該静止軌道位置で、所要の通信機能が発揮されることを確認した後、本事業衛星のバス管制及び中継器等管制を行う。

- a. 本事業衛星の軌道投入及び軌道上での性能試験
- b. 本事業衛星のバス管制に係る業務
- c. 本事業衛星の中継器等管制に係る業務
- d. その他、本事業衛星の運用に関して必要な一切の業務

④ 地上施設の維持管理に関する業務

事業者は地上施設を国に引渡した後、地上施設の維持管理を行うとともに、必要に応じて地上施設の更新を行う。

- a. 地上施設の維持管理
- b. その他、地上施設の維持管理に関して必要な一切の業務

⑤ 本事業の全般管理に関する業務

事業者は本事業に関連し、以下の業務を行う。

- a. 統括マネジメント業務
- b. Xバンド衛星通信システムに係る技術支援
- c. 本事業衛星の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援
- d. 本事業衛星への保険付保等に係る作業支援

⑥ その他の業務

事業者は、①～⑤の他、本事業の遂行に必要な業務及び自らの経営を行う上で必要な業務を行う。

⑦ 本事業に含まれない業務（国が実施する業務）

国は本事業に関連する以下の業務を実施する。なお、国は本事業衛星に対して打上げ保険

及び寿命保険を付保することを予定している。

- a. 1号機の中継器等の調達
- b. 中継器等管制局器材の一部の調達
- c. 移動局及び固定局におけるXバンド通信機器の整備
- d. 本事業衛星に必要な周波数の登録及び無線局免許の取得
- e. 本事業衛星のバス管制及び中継器等管制に係る指示

(5) 事業場所等

本事業に係る地上施設は主局・副局から構成され、国が確保する防衛省敷地内にそれぞれ整備する。各局における既存施設及び本事業用の敷地の諸元については、業務要求水準書（資料－2）に示すとおりである。

なお、事業者の自主的な提案により国が確保する防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合は、原則として、本事業の予定された事業期間が終了するまで又は本事業衛星全ての軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点まで、事業者又は事業者からバス管制業務を直接受任する者（本項において「事業者等」という。）が、業務要求水準書（資料－2）に示す条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら所有しなければならない。ただし、本事業を実施するために必要な第三者に対する対抗要件を具備した使用権原が確保され、事業期間中賃借料等が増額されないことを条件として、事業者等が賃貸借等により調達することもできる。

(6) 提供される業務の要求水準

業務要求水準書（資料－2）によるものとする。

(7) 事業方式

事業者は自らの資金で本事業衛星を調達するとともに、所定の防衛省敷地内に地上施設を整備した後、本事業衛星の打上げ（リフトオフ）をもって本事業衛星及び地上施設を国に引き渡したうえで、これらの運用・維持管理を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。

ただし、防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合は、事業期間中及び事業終了以降も当該施設は国に譲渡しない、いわゆるBOO（Build-Own-Operate）方式により実施する。

(8) 事業期間等

① 事業期間

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約の締結の日から平成42年度末までの約19年間である。

なお、本事業衛星及び地上施設の引渡予定日は応募者の提案によるものとし、1号機は平成27年度中、2号機は平成28年度中に、それぞれ打上げを実施する。

また、本事業衛星の運用終了を予定する時点において、その運用期間を延長し、軌道外投棄の時期を延期することが可能と見込まれる場合、国は事業者に事前に通告することにより、当該延期可能と見込まれる時点までの範囲で本事業の事業期間を延長することができる。

② 今後の事業スケジュールは次のとおりである。

平成24年9月20日

入札公告及び本入札説明書の公表

	入札価格の基準金利設定日
平成 24 年 9 月 20 日～9 月 24 日	本入札説明書に関する質問（参加資格関係）受付期間
平成 24 年 9 月 28 日	本入札説明書に関する質問（参加資格関係）回答公表
平成 24 年 9 月 20 日～9 月 26 日	本入札説明書に関する質問（参加資格関係以外）受付期間
平成 24 年 10 月 1 日	本入札説明書に関する質問（参加資格関係以外）回答公表
平成 24 年 9 月 20 日～10 月 1 日	第一次審査資料の受付期間
平成 24 年 10 月 2 日	第一次審査結果の通知
平成 24 年 10 月 2 日～10 月 4 日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
平成 24 年 10 月 5 日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
平成 24 年 10 月 9 日	入札書及び第二次審査資料の提出 開札
※開札の結果、再度入札となった場合は以降の日程が変更になる場合がある。	
平成 24 年 11 月初旬	第二次審査資料に関するヒアリング
平成 24 年 11 月中旬	落札者の決定
平成 24 年 11 月頃	落札者との基本協定の締結
平成 24 年 12 月頃	事業者との事業契約の締結
平成 27 年度	1 号機及び 1 号機に係る地上施設の引渡し
平成 28 年度	2 号機及び 2 号機に係る地上施設の引渡し
平成 42 年 4 月末	1 号機の運用終了
平成 43 年 3 月末	2 号機の運用終了及び本事業の終了

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 応募者は、第 3 項（4）①～⑤に掲げる業務等の実施に当たり、後記②ただし書きに掲げる各業務を事業者から直接、又はその全部若しくは主たる部分全体を再委任若しくは下請負により受任し、又は請け負うことを予定する企業によって構成される。応募者のうち、事業者に出資を行い、かつ応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち、代表企業以外の企業であって、事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」（応募者を構成する企業のうち、代表企業及び構成員以外の企業をいう。以下同じ。）を加えて構成される。
- ② 応募者は、第 1 次審査に際して、代表企業、構成員及び協力企業をすべて明らかにするとともに、それぞれが第 3 項（4）①～⑤に掲げる業務のうちいずれの業務を実施するかを明らかにするものとする。その際、一者がこれらの業務の複数を兼ねて実施すること、又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することも差し支えない。ただし、次に掲げる業務は、代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが実施するものとし、当該業務の全部又はその主たる部分全体を、応募者以外の者に一括で再委任等してはならない。
 - ・ 第 3 項（4）①本事業衛星の調達に関する業務
 - ・ 第 3 項（4）①本事業衛星の調達に関する業務のうち本事業衛星の製造に関する部分
 - ・ 第 3 項（4）②地上施設の整備に関する業務

- ・ 第3項(4)②地上施設の整備に関する業務のうち管制設備・器材並びに統合衛星NMS及び統合通信インタフェース装置の製造に関する部分
- ・ 第3項(4)③本事業衛星の運用に関する業務
- ・ 第3項(4)④地上施設の維持管理に関する業務
- ・ 第3項(4)⑤本事業の全般管理に関する業務
- ・ 第3項(4)⑤本事業の全般管理に関する業務のうち統括マネジメント業務

なお、次に掲げる業務を実施する企業は、応募者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれにもなれないものとする。

- ・ 第3項(4)①c. 本事業衛星の打上げに関する業務
- ・ 第3項(4)⑤c. 本事業衛星の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援に関する業務

③ 事業者の株主は以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア)代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

(イ)代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

(ウ)事業者の株主は、原則として事業期間等終了時点まで事業者の株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

④ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。

⑤ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

⑥ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑦ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ)。

(ア)資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(B)について子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合は除く。

(A)親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(B)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ)人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

(A)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ)その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 (ア)又は (イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

- ① P F I 法第 7 条の 2 に該当しない者であること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 国が本事業に関する検討を委託したプライスウォーターハウスクーパース株式会社（同協力事務所として有人宇宙システム株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社）又はマッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレテッド・ジャパンと資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- ⑤ 第 15 項(2)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- ⑥ 本事業衛星の運用期間中に係る本事業で予定される本事業衛星の軌道位置及び周波数等に関し、応募者又は応募者と資本関係又は人的関係のある者が、自ら取得し、又は国以外の者に取得させることを目的に本事業と競合する免許申請等の手続等（公的機関との事前協議・調整を含む。）を行っていないこと。また、第一次審査資料の提出時に、事業期間終了まで直接的又は間接的にこれらの手続等に関与しないことを誓約すること。

(3) 本事業衛星の調達を実施する企業の参加資格要件等

第 3 項（4）のうち①本事業衛星の調達を実施する企業（以下「衛星調達企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成 22・23・24 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の A 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- ② 本事業衛星に関する必要な技術的知見を有し、衛星調達に係る品質、コスト、スケジュール等を適切に管理する能力を有していること。
- ③ 本事業衛星と同等規模の衛星を 2 機以上調達した実績（衛星調達企業自らが衛星を製造した実績を含む。）を有し、かつ、当該衛星のうち少なくとも 1 機が 5 年以上軌道上にて運用されていること。

ただし、衛星調達企業自らが本事業衛星を製造しない場合、衛星調達企業は、本事業衛星と同等規模の衛星を2機以上製造した実績を有し、かつ、当該衛星のうち少なくとも1機が5年以上軌道上にて運用されている実績を有する応募者に本事業衛星を製造させるものとする。

また、衛星調達企業は、本事業衛星の打上げについて、10回以上の衛星の打上げに成功した実績を有し、かつ、当該打上実績のうち5回以上が静止衛星を含む大型衛星（4t級）の実績を有する企業に再委任して実施させるものとする。

（4）地上施設の整備を実施する企業の参加資格要件等

第3項（4）のうち②地上施設の整備を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のA等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

また、第3項（4）②a. 及びb. のうち局舎の整備を事業者から直接、又は再委任若しくは下請負により受任し、又は請け負って実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 当該年度に有効な防衛省建設工事に係る一般競争参加資格において、「建築一式工事」のA等級以上に格付けされた競争参加資格を有すること。

（5）本事業衛星の運用を実施する企業の参加資格要件

第3項（4）のうち③本事業衛星の運用を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。ただし、本業務を複数の応募者が分担して実施する場合であって、b. 本事業衛星のバス管制に係る業務とc. 本事業衛星の中継器等管制に係る業務を異なる応募者が担当する場合は、それぞれが平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- ② 1号機の運用開始時点までに、本事業衛星の運用に必要な人数の電波法第39条に定める無線設備の操作を行うことができる無線従事者その他の有資格者及び技術者を確保できること。
- ③ 少なくとも1機以上の静止衛星について軌道上試験終了から軌道外投棄までの管制実績を有し、かつ、延べ15年・機※以上の静止衛星の管制実績を有していること。

※ 運用実績単位の「年・機」について

1機の衛星を1年間運用したときを1年・機と定義する。例えば、2機の衛星を15年間運用した場合は、15年×2機=30年・機の実績となる。

（6）地上施設の維持管理を実施する企業の参加資格要件

第3項（4）のうち④地上施設の維持管理を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のA等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

（7）本事業の全般管理を実施する企業の参加資格要件等

第3項(4)のうち⑤本事業の全般管理を実施する企業(以下「全般管理企業」という。)は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成22・23・24年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」のA等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- ② 衛星事業又はPFI事業を統括的に管理した業務実績を有し、本事業に係る業務全般を適切に管理できる能力を有していること。

第3項(4)のうち⑤a. 統括マネジメント業務は、全般管理企業自らが実施するものとし、当該業務の全部又は主たる部分全体を再委任してはならない。

第3項(4)のうち⑤c. 本事業衛星の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援は、全般管理企業を通じて、以下の要件を満たす企業に再委任して実施させるものとする。

- ① 国際電気通信連合無線通信規則及び電波法令に精通し、国際電気通信連合無線通信部門への周波数登録支援、各国の電気通信主管庁及び衛星通信事業者等との周波数調整支援、並びに人工衛星局の無線局免許の取得又は取得支援の実績を有すること。

5. 担当部局

〒162-8860 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省装備施設本部通信電気課調達第1班

電話 03-3268-3111(代表) 内線 35536、35531

URL: <http://www.mod.go.jp/j/procurement/xband/index.html>

メールアドレス xband-soushohon@ext.epco.mod.go.jp

6. 本入札説明書に対する質問

(1) 本入札説明書に対する質問(実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。)がある場合には、様式集及び記載要領(資料-3)に従い質問書を提出すること。

① 提出期間

(ア)参加資格関係の質問

平成24年9月20日(木)から平成24年9月24日(月)17時まで。

(イ)参加資格関係以外の質問

平成24年9月20日(木)から平成24年9月26日(水)17時まで。

② 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより期限までに必着するように提出すること。なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excelで作成した質問書が記録された電子ファイルをCD-Rに保存して、質問書の印刷物を添付のうえ提出するものとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。ただし、電子メールの場合は質問者の責任において着信を確認する。また、担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを必ず記載すること。

③ 提出先

第5項に同じ。

④ 回答方法

国は、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問に対する回答を、防衛省のホームページに掲載する。

⑤ 回答公表日

(ア)参加資格関係の質問

平成 24 年 9 月 28 日 (金)

(イ)参加資格関係以外の質問

平成 24 年 10 月 1 日 (月)

なお、応募者が、第二次審査資料作成に当たって、早期に了知する必要があると判断される質問以外は、上記の公表日以降に回答を公表することがある。

7. 競争参加資格の確認（第一次審査）等

(1) 入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の受付等

応募者は、本入札に参加することを表明し、第 4 項に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに第一次審査資料を提出しない者並びに競争参加を認められなかった者は本競争に参加することができない。

① 提出期間

平成 24 年 9 月 20 日 (木) から平成 24 年 10 月 1 日 (月) 17 時まで。

② 提出方法

第一次審査資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

③ 提出先

第 5 項に同じ。

(2) 提出書類様式

提出書類は、様式集及び記載要領（資料－3）に従い作成すること。

(3) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 24 年 10 月 2 日 (火) までに書面で通知する。

(4) 競争参加資格確認後は、応募者の代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募者の代表企業、構成員又は協力企業を入札書及

び第二次審査資料の提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において第4項に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、(1)に掲げる資料を再提出し、競争参加を認められた場合に限り、応募者の代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を様式集及び記載要領(資料-3)に従い提出すること。

(5) その他

- ① 第一次審査資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された第一次審査資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された第一次審査資料は、返却しない。
- ④ (4)ただし書に該当する場合を除き、第一次審査資料の提出期限以降における第一次審査資料の差し替え及び再提出は認めない。従って、入札参加希望者は様式集及び記載要領(資料-3)を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、第一次審査資料を作成すること。
- ⑤ 第一次審査資料に関する問い合わせ先は第5項に同じ。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により、説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成24年10月2日(火)から平成24年10月4日(木)17時まで。
- ② 提出方法：書面により持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- ③ 提出先：第5項に同じ。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成24年10月5日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札書及び第二次審査資料の提出

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出期限までに入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本入札に参加することができない。

(1) 提出期限：平成24年10月9日(火)10時30分まで。

(2) 提出方法：持参により行うこと。

(3) 提出先：第5項に同じ。

10. 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ② 入札書は持参により行うこと。
- ③ 入札書は、様式集及び記載要領（資料－3）に従い作成し、封かんの上、入札参加者の氏名（応募者名及び代表企業の企業名）を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。
- ④ 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。
- ⑤ 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を様式集及び記載要領（資料－3）に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。
- ⑥ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑦ 入札参加者は、予決令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了（入札書及び第二次審査資料の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- ① 入札執行前であっても、様式集及び記載要領（資料－3）に定める「入札辞退届」を第 5 項の場所に直接持参することにより、申し出るものとする。
- ② 入札中であっても、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出することにより、申し出るものとする。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札参加者は、入札価格の算定方法について「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 サービス対価の算定及び支払方法」（以下「サービス対価の算定及び支払方法」という。）（資料－4）を参照の上、本事業衛星等整備に係るサービス対価及び本事業衛星等運用・維

持管理等に係るサービス対価の費用により入札価格を見積もるものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額（税込）を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、原則として同日に実施する。

11. 第二次審査資料

(1) 第二次審査資料は、様式集及び記載要領（資料-3）に従い作成すること。

(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る全ての費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている技術やノウハウ等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

③ 資料の公開

国は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出資料（選定されなかった入札参加者からの提出資料を含む）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより、提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については国と各入札参加者との間で協議する。

(4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数の提案を行うことはできない。

(6) 第二次審査資料提出後は原則、第二次審査資料の差し替え、追加、削除、変更等はできない。

(7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は第5項に同じ。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

国は、本契約の締結日から2号機の引渡日までを期間として、次の①から③までのいずれかの方法による事業契約の保証を求める。

- ① 会計法（昭和22年法律第35号。以下「会計法」という。）第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
- ② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ③ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供。
(ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

なお、保証金額又は保険金額は、本事業衛星等整備費（割賦手数料を除く。）の10分の1以上に相当する額とする。ただし、1号機の引渡日の翌日から2号機の引渡日まで間は、2号機整備費（割賦手数料を除く。）の10分の1以上に相当する額とする。

事業者が②に掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、③に掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。

本事業衛星等整備費に変更があった場合には、保証の額が変更後の本事業衛星等整備費（割賦手数料を除く。）の10分の1に達するまで、国は保証の額の増額を請求することができ、事業者は保証の額の減額を請求することができる。

13. 開札

- (1) 日時：平成24年10月9日（火）11時
- (2) 場所：防衛省装備施設本部 第1入札室（D棟4階）
- (3) その他：入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示すところにより競争参加を認められなかった者のした入札
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに第4項に掲げる資格を失った者、又は、開札の時に第4項に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札
- (4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札

- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の選定方法

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業提案をした者を選定する総合評価落札方式（会計法第29条の6、予決令第91条第2項）により落札者を選定する。

(2) 事業者の選定体制

国は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下、「有識者等委員会」という。）に対し、入札参加者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、有識者等委員会による調査審議の結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。

有識者等委員会の構成員は以下のとおりである。なお、行政委員にあっては、人事異動が発生した場合はその官職に就いた後任者とする。

委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
副委員長	工藤 勲	北海道大学名誉教授
有識者委員	有川 博	日本大学総合科学研究所教授
有識者委員	小幡 純子	上智大学法科大学院教授
有識者委員	高畑 文雄	早稲田大学理工学術院教授 IT 研究機構長
有識者委員	田中 英隆	格付投資情報センター（R&I）常務執行役員
有識者委員	水野 秀樹	東海大学工学部医用生体工学科教授
行政委員	吉田 正一	防衛省大臣官房審議官
行政委員	佐伯 精司	統合幕僚監部指揮通信システム部長
行政委員	森山 尚直	陸上幕僚監部防衛部長
行政委員	大塚 海夫	海上幕僚監部指揮通信情報部長
行政委員	小城 真一	航空幕僚監部防衛部長
行政委員	豊嶋 吾郎	装備施設本部副本部長（通信誘導担当）

(3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により落札者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、応募者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、応募者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格を認められない者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

② 開札

国は、入札参加者の入札価格が国の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。入札価格が予定価格を超えている入札参加者については、失格とし、次項以降の審査は行わない。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行い、すべての入札参加者が辞退した場合は、再公告とする。

③ 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、次のとおり「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）（資料－５）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

(ア)国は、資料作成の不備の有無を確認の上、入札参加者が策定した事業の提案内容について、事業者が受け取るサービス対価が該当する国庫債務負担行為設定額の範囲で計画され、かつ、業務要求水準書に定める要求水準（必須項目）を全て充足しているかについて審査を行い、合格者については、基礎点を付与する。

(イ)国は、事業計画に関する提案が要求水準（必須項目）を充足したうえで、更に国が特に重視する項目（加点項目）について、優れていると認められるものについては、有識者等委員会の審査に基づき、その程度に応じて加算点を付与し、評価する。なお、有識者等委員会は、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングの日時は追って通知する。

④ 総合評価

入札参加者は入札書及び第二次審査資料をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、③によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、防衛省のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、P F I 法第 8 条に規定する客観的評価については、国が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

16. 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後 7 日以内に、国（支出負担行為担当官）を相手方として、「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）（資料－６）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、落札者は、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17. 特別目的会社（事業者）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として、事業者を事業契約締結時まで設立する。

なお、落札者等の事業者に対する出資に関する詳細については、基本協定書（案）（資料－

6) を参照のこと。

18. 事業契約の締結

(1) 契約書作成の可否等

国と事業者が締結する事業契約書は、事業契約書（案）（資料－１）並びに落札者が提出した入札書及び第二次審査資料に基づいて作成するものとする。事業契約は確定契約とし、超過利益の返納に関する特約は付さない。なお、事業契約書の作成に当たっては、軽微な事項を除き、事業契約書（案）（資料－１）に規定し、又は本入札説明書に示す事項、落札者が提案した事項等を変更し、又はこれらと異なる特約を付すことはできないことに留意する。

(2) 事業契約の締結

事業者は、落札者決定後２ヶ月以内に、国（支出負担行為担当官）を相手方として、(1) に規定する事業契約書により事業契約を締結しなければならない。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

19. 手続における交渉の有無

無。

20. 支払条件

サービス対価の算定及び支払方法（資料－４）を参照のこと。

21. 保険等の付保の可否

事業契約書（案）（資料－１）を参照のこと。

22. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

23. 関連情報を入手するための照会窓口

第５項に同じ

24. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、入札及び契約心得（平成１８年装本公示第１号）及び本入札説明書を熟読し、これを遵守すること。ただし、本心得と本入札説明書等で取扱が異なる事項については、本入札説明書等による。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。
- (4) 第一次審査資料又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく

指名停止を行うことがある。

- (5) 事業提案については、その後の他の事業等において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある提案については、この限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。
- (7) 業務要求水準書（資料－2）に含まれる、取り扱い上の注意を要する文書等の閲覧等については、様式集及び記載要領（資料－3）に示す誓約書を提出の上、第5項の担当部局にて閲覧等を行うものとする。

25. 添付書類

添付書類は次のとおりとする。

資料－1	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	事業契約書（案）
資料－2	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	業務要求水準書
資料－3	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	様式集及び記載要領
資料－4	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	サービス対価の算定及び支払方法
資料－5	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	事業者選定基準
資料－6	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	基本協定書（案）
資料－7	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	業績等の監視及び改善要求措置要領
資料－8	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	入札説明書等に係る質疑・回答書